

社会福祉法人なのはな会評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1条 評議員の報酬

評議員の報酬は、定款第8条の規定により、評議員が会議等の職務に従事した日数に応じて、一日1万円（源泉徴収後の金額）の日当を支払うものとする。また、交通費等の費用については、実費として1回3,000円を弁償する。

第2条 役員の報酬

役員の報酬は、総事業費収入の1.5%を超えない範囲において、次の基準に従って、支給することができるものとする。

第3条 役員とは、理事及び監事のことをいう。

- 1 理事のうち常勤の業務執行理事には、次の基準で報酬を支給する。
- 2 報酬基準表

役職名	年 俸	月 額	賞 与
理事長	420万円	30万円	6月、12月各1か月
業務執行専務理事	350万円	25万円	同上
業務執行常務理事	280万円	20万円	同上

- 3 但し、職員として給与を受ける者には、役員報酬を支給しない。
- 4 常勤の業務執行理事とは、専務理事及び常務理事のことをいう。
 - (1) 常勤の理事長及び業務執行理事は、この法人を主たる勤務場所とし、週25時間以上勤務する者をいう。
 - (2) 常勤の業務執行理事以外の非常勤の理事には、会議等の職務に従事した日数に応じて、一日1万円（源泉徴収後の金額）の日当を支払うものとする。但し、職員として給与を受ける者には、日当を支給しない。
 - (3) 理事長が非常勤の場合は、年俸として60万円（月額5万円）を理事長手当として支給するものとする。また、費用弁償は支給しない。
 - (4) 非常勤の役員には、交通費等の費用について、実費として1回3,000円を弁償する。但し、職員として交通費等の支給を受ける者には、一切の費用弁償を支給しない。
- 5 監事には、会議及び監査のため、必要に応じて職務に従事した日数に応じ、一日1万円（源泉徴収後の金額）の日当を支払うものとする。また、交通費等の費用については、実費として1回3,000円を弁償する。

第4条 改正

本規程を改正する場合は、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。